

# 児童手当を受給されている皆さんへ

## 6月以降の児童手当等を受けるには 現況届が必要です

「現況届」は毎年6月1日の受給者の

状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護状況や生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。受給者の皆さんには、6月上旬に「現況届」を発送しますので6月28日（金）までに住民福祉課または最寄りの役場庁舎窓口にて提出をお願いします。

「現況届」の提出がない場合には6月以降の手当が受けられなくなります。ご注意ください。

### ■対象者

平成25年5月以前から児童手当を受けている人

### ■現況届に必要な添付書類

#### 【全ての受給者】

① 請求者の健康保険証の写し

② 課税情報の確認に係る同意書

・平成25年1月1日現在、本村に住民登録がない方

前住所から、請求者および配偶者の児童手当用所得証明書（平成24年分）を発行してもらってください。

・単身赴任等で児童と別居している方  
児童の住所地の住民票謄本と別居監護申立書（各窓口にて用意しています。）

### ■所得制限について

児童手当には所得制限があります。父母等の所得が、表中の所得制限額以上の場合、児童手当に代わり法律に基づき特例給付（支給対象の児童1人あたり月額一律5,000円）の支給となります。所得制限の導入により所得の状況で支給額が異なるため、父母等それぞれの所得を確認します。



### 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※所得確認の結果、所得の低い方が受給者となっていた場合は、受給者変更の手続きが必要です。  
※収入額の目安は収入が給与収入のみの方を想定した計算での目安の表記です。

### 注

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、表の額に老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

### 【お問い合わせ】

役場 住民福祉課福祉係 TEL(62)9195

## 平成25年度 海外派遣農業研修生を募集します

公益社団法人国際農業者交流協会では、海外派遣農業研修生の募集を開始します。国際的視野をもった農業者を育成するための事業です。興味がある方、ぜひお申し込みください。

■提出するもの 申込書・健康診断書・作文（400字詰め原稿用紙4枚）

■提出先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県農林水産部経営局担い手・企業参入支援課

■応募締め切り 8月1日(木)

研修先・研修期間・研修費など、詳しくは公益社団法人国際農業者交流協会HP <http://www.jaec.org/> をご覧ください。

【お問い合わせ】 県農林水産部経営局担い手・企業参入支援課 TEL 096(333)2377  
公益社団法人 国際農業者交流協会 TEL 03(5703)0251